

平成27年度

事 業 計 画 書

公益財団法人かわさき市民活動センター

公益財団法人かわさき市民活動センター

平成27年度事業計画

【取組の基本方針】

当財団の使命は「川崎市における市民活動の中間支援組織として市民相互の連携を図りながら市民活動の活性化を促進するとともに、青少年の心身の健全な育成を図るため、青少年事業の推進及び地域組織への支援を行い、もって住みよい地域社会の確立に寄与することとされています(定款第3条)。

平成27年度も引き続き、この定款の趣旨に基づき、市民活動の推進事業及び青少年の健全育成事業を2本の柱として、地域の関係団体・関係機関と連携した事業展開を図り、全市域・全領域の中間支援組織として、また、こども文化センターの指定管理者として、市及び市民が期待する役割を十全に果たせるよう努めてまいります。

また、今年度は、こども文化センター第3期指定管理者の選定が行われますが、早くから準備を進め、万全な対応を図ってまいります。

さらに、今年度は、「子ども・子育て支援新制度」のスタートの年でもあります、そうした環境変化についても、適切に対応してまいります。

【事業計画の具体的な内容】

1 市民活動推進事業

市民活動推進の各事業を展開するに当たっては、常に全市・全領域的立場から推進するとともに、中間支援組織としての業務遂行能力の向上、機能充実に取り組みます。

(1) 会議室・フリースペース等管理運営事業

ア 引き続き、会議室については有料とし、フリースペースについては無料として運営してまいります。また、古くなった備品、設備等の更新を推進し、更なる利用率及び利便性の向上を図ります。

イ ブースについては、引き続き1ブースについて複数団体の利用も可能とするなど、より柔軟な対応に努めてまいります。

(2) 情報提供・啓発事業

財団が担う中間支援組織の基本的役割として、市民活動団体への支援はもとより、学校におけるボランティア活動や企業の社会貢献活動など、全市域の市民活動の状況について、様々な機会を捉えて情報の収集を行うとともに、時宜に則して迅速な情報提供に努めてまいります。主な取組は、次のとおりです。

ア 情報紙「ナンバーゼロ」の発行（録音版の製作）

イ ボランティア・市民活動募集冊子（ボラ・ナビ）の発行 <川崎市社会福祉協議会と共催>

ウ 神奈川新聞へのコラム連載

エ ホームページ・ポータルサイトの運営

(3) 調査・研究事業

近年、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）は、個人だけでなく、企業や公的機関でも利用されています。また、種類も多様化しています。今年度は、市民活動分野におけるSNSの効能、活用方法をテーマに、調査・研究に取り組みます。

(4) 交流促進事業

市民活動団体、企業及び行政との相互交流・情報交換を活発化し、各セクター間の協働関係の強化を図るとともに、多くの市民の市民活動に対する理解や共感を得るため、ごえん楽市の開催等の各種事業に取り組みます。

主な取組は、次のとおりです。

- ア ごえん楽市（かわさきボランティア・市民活動フェア）の開催
- イ ごえんカフェ（市民活動交流会）の開催

(5) 研修・相談事業

市民や市民活動団体が、活動団体の形成や運営等に必要なノウハウを簡便に習得できる機会を確保・提供するため、各種研修会・講座等を開催します。

相談事業については、市民や活動団体が気軽に利用できる体制を維持するとともに、専門的な相談にも応じられるよう、相談員及び職員の相談スキルの向上を図ります。

主な取組は、次のとおりです。

- ア 青少年のボランティア体験講座（チャレボラ 2015）の開催<川崎市社会福祉協議会と共催>
- イ 市民活動入門講座の開催
- ウ パワーアップセミナーの開催<後期のみ、川崎市社会福祉協議会と共催>
- エ 市民記者養成講座の開催
- オ 市民活動相談業務の実施
- カ NPO法人の手続に関する相談の実施<川崎市と共に>

(6) 連絡調整事業

市民活動に関する様々な分野における団体間の情報交換や連携の強化・推進を図るため、必要に応じて各種連絡調整会議を開催します。会議の開催・運営に当たっては、実施効果の共有・活用を図るため、川崎市をはじめとした関係機関と連携のうえ実施します。

主な取組は、次のとおりです。

- ア 川崎市社会福祉協議会との連絡調整会議の開催
- イ 川崎防災ボランティアネットワークの運営
- ウ 大学と市民活動団体との連携・協動事業の支援促進
- エ 市・区の市民活動支援担当者との定期的情報交換会等の開催

(7) かわさき市民公益活動助成金制度運営事業

市民活動団体がより活発に活動を行えるよう、新たに活動を開始した団体の事業を対象としたスタートアップ助成と、従来の活動を充実又は拡大し行う事業を対象としたステップア

ップ助成 30・100・200 の4つのメニューにより助成を行います。

また、より使いやすい助成制度とするため、申請の簡略化、採択基準点の緩和等、運用の見直しを行います。

(8) 川崎災害ボランティア活動助成事業

川崎市域外の国内の被災地で行う復興等の支援に係るボランティア活動を支援するため、引き続き当助成事業を維持・継続してまいります。

(9) 川崎市市民活動補償制度運営事業

市民が安心してボランティア活動に取り組める環境づくりの一環として、引き続き、川崎市市民活動補償制度運営事業（ボランティア保険事業）を川崎市から受託・実施します。

2 青少年健全育成事業

平成26年度と同様、こども文化センター53館及びわくわくプラザ101校の指定管理者として、これまで培った経験と知識を活かし、受託全館を適切に管理運営し、以て青少年の健全育成に寄与してまいります。

主な取組は、次のとおりです。

(1) こども文化センター運営事業

ア 快適な居場所づくり

子どもたちへの快適な居場所の提供は本事業の基幹業務です。安全・安心の確保を基本として、アクションプラン策定などの様々な工夫を凝らし、こども文化センター及びわくわくプラザが子どもたちにとって、安心・安全かつ楽しい居場所となるよう取り組んでまいります。

イ 乳幼児の子育て支援

子育てサークルや乳幼児親子が、気軽に利用できる場の提供を図るとともに、各区こども支援室や保健福祉センター等と連携し、地域で安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。

ウ 中学生及び高校生の利用促進

中学生及び高校生の利用の促進は、主体的な活動の尊重・支援を基本として取り組みます。様々な行事を催す際も、企画段階から参加を呼びかけ、その自主的運営を促し、利用の促進を図ります。また、異年齢交流事業への積極的参加を呼びかけ、中・高校生のボランティア活動の促進にも取り組みます。

なお、音楽室設置館の南河原、宮崎及び白山こども文化センターについては、地域音楽活動の拠点として利用の促進に取り組むなど、当該施設の有効利用を図ります。

エ 地域活動拠点としての利用推進

市民活動団体の地域活動拠点としての利用促進を図るため、引き続き申込方法の改善や什器備品類の充実を進めるとともに、地域特性に応じた館運営を進め、団体利用者の利便性の向上に取り組んでまいります。

オ 運営協議会との連携強化

(ア) 運営協議会の方々との連携した館の運営を行います。

(イ) 各館の運営協議会代表者参加による区単位の運営協議会を開催し、各区で取り組んでいる合同行事の実施計画や様々な情報・意見の集約を行い、地域と一体となつたこども文化センターの管理運営を進めます。

力 不登校児への対応

不登校児が来館した際に適切な対応ができるよう、「不登校児対応研修」の受講を義務付けるなど、職員のスキルアップを図るとともに、不登校児の利用が長期になるような場合は、学校と情報の共有化を密にするほか、必要に応じて、児童相談所等の関係機関や地域の青少年指導員の方々と連携し、取り組んでまいります。

キ 児童の安全・安心の確保

(ア) 日常時の安全・安心の確保

- ・利用者の安全・安心の確保については、川崎市の指針・方針に基づき当財団が作成した「衛生管理マニュアル」「事故対応マニュアル」「災害時対応マニュアル」にしたがい適切に対応してまいります。
- ・日常時の安全・安心の確保については、本事業の基本であることから、日頃からスタッフの見守り強化、遊具等の点検強化に取り組むなど、事故ゼロ運動を推進し、より一層の事故防止に努めます。
- ・不審者等の対応については、必要に応じて職員が適切な対応がとれるよう、不審者情報をタイムリーに全こども文化センターに発信し、児童の安全・安心の確保を図ります。

(イ) 食物アレルギー対策

アレルギー疾患有する児童が年々増加傾向にあることから、引き続き、行事等を開催し食物を提供する際には、保護者も含め関係者の理解の下、ルールに則り食物アレルギー事故防止に取り組みます。

ク 特別な支援を必要とする児童等への対応

特別な支援を必要とする児童のわくわくプラザ利用数が増加傾向にあります。こうした状況を踏まえ、現場の対応が適切になされているかをチェックし、必要に応じて職員に助言・指導を行うための専門相談員を引き続き巡回配置し、全ての子どもが豊かな放課後を過ごせるよう取り組んでまいります。

また、職員だけでは適切な対応が難しい場合は、巡回相談員の意見を踏まえ、学校・教育機関をはじめ、発達相談支援センター、児童相談所、地域療育センター等の関係機関と連携し、対応してまいります。

ケ わくわくプラザ学習タイムの実施

引き続き専任アドバイザー（ボランティア又は臨時職員）を配置し、落ち着いて自学・自習できる時間と環境を確保し、子どもたちの学習習慣の形成を図ります。

コ 研修制度の充実

人的サービスの基本となる職員のより一層の資質向上を図るため、経験や役職に応じた研修を計画的に実施します。

サ 子ども運営会議等の活動促進

「川崎市子どもの権利に関する条例」に則り、また子どもたちの自主性を高めるため、行事等の開催や遊びのルール作り等に際しては、「子ども運営会議」を積極的に開催し、

子どもたちと協働で企画・立案に臨みます。

シ 地域関係機関・関係団体との連携の強化

こども文化センター及びわくわくプラザの円滑な事業運営のためには、各区の子ども支援室や学校等教育機関をはじめ、保健福祉センター、地域子育て支援センター、地域子育てサークル等の関係機関・団体との日ごろからの連携が欠かせません。今後とも、これらの関係機関・団体等との連携強化を図るとともに、共同事業の実施等にも積極的に取り組んでまいります。

ス 複数館による合同行事の開催

子どもたちの親睦と交流の輪を広げるため、当財団のスケールメリットを活かし、全市的合同行事や同一区内又はグループ内の児童が集う合同行事を定期的に開催してまいります。

セ 体験学習の拡充

市民活動団体や地域の方々に協力いただき、子どもたちの豊かな人間形成を図るための様々な体験学習を企画・実施します。

ソ 地域ボランティア等との協働推進

知識と経験を有した地域ボランティアと子どもたちが、共同して様々な行事等を企画実施することによって、地域の子どもと大人が共に遊び・育み合うことができるよう場の提供を図ります。

タ 施設修繕・環境整備の推進

(ア) 大規模修繕について

いくつかのこども文化センターでは施設・設備の老朽化が進んでおり、指定管理者の責任で行う修繕に係る経費負担が毎年大きくなっています。

30万円を超える修繕については、市が行うこととなっていますが、安全・安心確保の観点から緊急度が高い場合については、市と協議のうえ、指定管理者が負担しています。この経費も同様の理由により増加傾向にあり、今後指定管理料の中では賄いきれない状況も想定されます。

市も、こうした状況については認識していることから、引き続き、その打開策について市との協議・検討を進めます。

(イ) 小破修繕について

見積額30万円以下の小破修繕についても、上記のとおり増加傾向にあることから、契約に際しては、見積り・入札等の手続を厳格に執行するとともに、引き続き、現場を熟知している元学校業務職の方々にご協力をいただき迅速な対応を図るなど、予算の効率的・効果的執行に取り組みます。

(ウ) 蔽書の充実について

読書は、子どもたちが豊かな人間性を育む上で欠かすことのできないものです。感受性豊かな時期に多くの本と接することは、その後の人生を生きていく大きな力になります。乳幼児のための絵本をはじめ、小学生から高校生まで幅広い年齢層に対応した蔵書の充実を図り、青少年の読書力の向上、読書習慣の形成を促進します。

チ 財政基盤の安定確保と円滑な事業運営

新法に基づく公益財団法人には、一方において、税法上の様々な免除特典が付与されま

すが、他方において、収支相償の会計原則の厳守が義務づけられ、利潤の追求や内部留保が厳しく制限されます。こうした中、引き続き、唯一内部留保が許される特定費用準備資金制度を最大限活用し、指定管理業務の円滑な運営に努めてまいります。

(2) 子育て支援・わくわくプラザ事業

川崎市は、わくわくプラザの終了時間午後6時までに、子どもの迎えが難しい保護者のため、1時間の延長事業（子育て支援・わくわくプラザ事業）を有償で実施しています。就労支援の観点から、引き続きこの事業を川崎市から受託し、実施してまいります。

(3) 地域子育て支援センター（連携型）事業

この事業は、川崎市が、平成20年10月から、こども文化センターを利用して地域子育て支援策の一環として実施している事業です。当財団は「ふあみいゆ」という愛称で受託・実施しています。

平成27年度も10箇所でこの事業を実施する予定です。

この事業の中では、こども文化センターを、子育て親子の交流の場としてだけでなく、地域の多様な人たちや団体との出会い・交流の場として提供し、地域が一体となって子育て親子を支援していく仕組みづくり、地域が見守る中で安心して子育てができる環境づくりにも取り組みます。

(4) その他

ア 非常時における安全・安心の確保

指定管理者として、日頃の安全・安心の確保のみならず、想定される災害等に際し、「災害時対応マニュアル」に即し、迅速かつ適切に対応できるよう、本部・各館一体となって、定期的な訓練実施及び機材・備蓄品の点検を行ってまいります。

イ 教育実習・インターンシップへの対応

大学等からの教育実習生や・インターンシップ生の受け入れ要請をはじめ、中学校や高校からの職業体験学習生等の受け入れ要請が、年々増加傾向にあります。指定管理業務外のため対応に苦慮していますが、当財団の社会的責務として、平成27年度も引き続き可能な限り受け入れてまいります。

ウ 情報発信の取組強化

昨年度に引き続き、かわさきFM、ケーブルテレビ・イッツコム、タウン情報誌等の地域メディアを活用し、こども文化センター・わくわくプラザの利用促進及び当財団の周知向上を図ります。また、SNSを利用した情報発信についても検討してまいります。

エ 指定管理者再選定への対応

今年度は、第3期（H28～H32）指定管理者の公募・選定の年に当たります。

昨年度、そのプロポーザルのためのプロジェクトを立ちあげました。今後、このメンバーを中心として、当財団の訴求点となる事項を検証・整理し、当財団ならではの企画案を策定するとともに、それらを審査委員の前で効果的にプレゼンテーションできるよう準備を進めてまいります。

3 法人の運営

公益財団法人として、その役割・機能を発揮できるよう、また、公益法人としてのメリットを活かした経営改善に向け、所要の整備に取り組みます。

主な取組は、次のとおりです。

(1) 業務・組織の改革

ア 法人の中核を担い得る人材の確保・育成を図るため、中長期的視点にたち計画的な人事配置及び組織体制の整備を進めてまいります。

イ コーポレートガバナンスの取組強化に向け、信賞必罰の原則に基づいた労務管理を継続して行うとともに、諸規程の整備を進めてまいります。

(2) 財務改善

ア 公益法人会計基準(平成20年改正基準)により即した予算執行及び会計処理を確立し、公益法人の健全な運営に資するよう努めてまいります。

イ スケールメリットを活かした事業運営を推進し、引き続き、効率的・効果的な事業執行と業務の改善に努めてまいります。